

# 化学物質関係の主な国際会議について

令和8年1月  
化学物質安全課

# 化学物質関係の主な国際会議のスケジュール

項目	会議名	日程
環境全般	第7回国連環境総会（ケニア・ナイロビ）	2025年12月8日～12日
GFC (化学物質に関するグローバル枠組み)	第1回公開作業部会（OEWG）（ウルグアイ・ブンタデルエステ）	2025年 6月24日～ 27日
	第1回国際会議（スイス・ジュネーブ）	2026年 11月15日～20日
ISP-CWP (化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル)	第3.2回公開作業部会（OEWG3.2）・政府間会合（ウルグアイ・ブンタデルエステ）	2025年 6月15日～20日
	第1回プレナリー会合（スイス・ジュネーブ）	2026年 2月2日～6日
ストックホルム条約 (POPs条約) / ロッテルダム条約 (PIC条約) / バーゼル条約	3条約締約国会議（スイス・ジュネーブ）	2025年 4月28日～ 5月9日
	ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会 第21回国会合（POPRC21）（イタリア・ローマ）	2025年 9月29日～10月3日
水俣条約	第6回締約国会議（スイス・ジュネーブ）	2025年11月3日～7日
プラスチック条約	第5.2回政府間交渉委員会（INC5.2）（スイス・ジュネーブ）	2025年 8月5日～13日
	第5.3回政府間交渉委員会（INC5.3）（スイス・ジュネーブ）	2026年 2月7日
OECD	第7回化学品・バイオ技術委員会（CBC）（フランス・パリ）	2025年 6月10日～12日
	第8回化学品・バイオ技術委員会（CBC）（フランス・パリ）	2026年 2月3日～5日

# 化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）の設立

- 2025年6月20日、ウルグアイ・ Punta del Esteで開催された政府間会合において、化学物質、廃棄物及び汚染に関する新たな政府間科学・政策パネル（ISP-CWP: Intergovernmental Science-policy Panel on Chemicals, Waste and Pollution）の設立が採択。
- 気候変動分野でのIPCC（気候変動に関する政府間パネル）や生物多様性分野でのIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）に続く、**政府間科学・政策パネル**となる。



## 背景・経緯

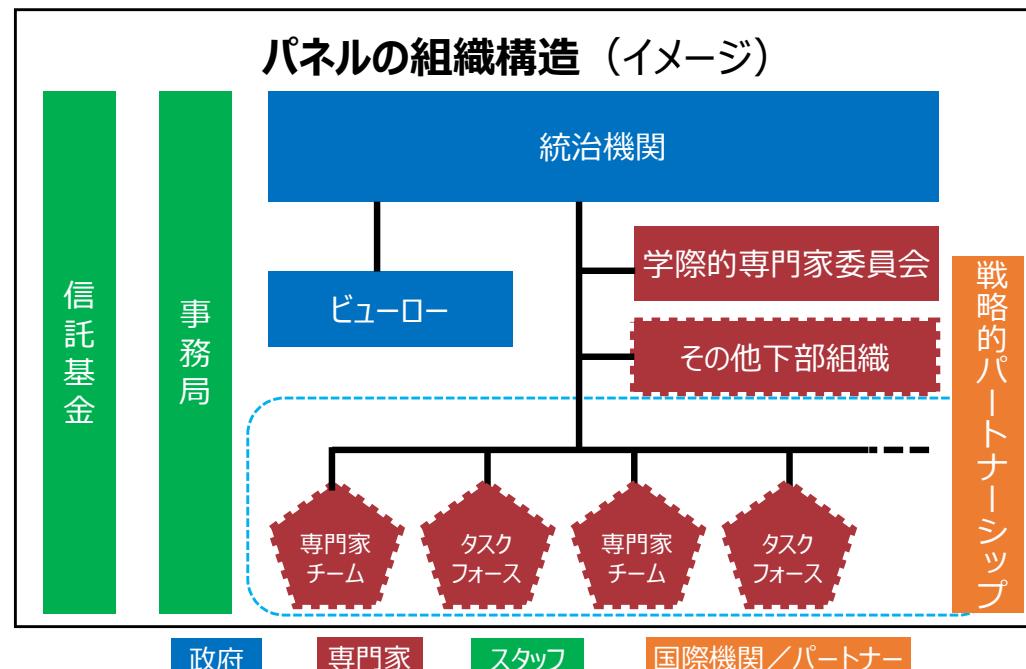
- 2022年開催のUNEA（国連環境総会）5.2において化学物質・廃棄物の適正管理及び汚染防止の分野における独立した政府間科学・政策パネルの設立に関する決議を採択。
- 公開作業部会（OEWG）を設置（政府で構成。国連機関等オブザーバー参加）。5回の会合で科学・政策パネルの具体的な内容等について議論。
- 2025年6月15日～20日にOEWG3.2及び政府間会合がウルグアイにて開催され、パネルの設立提案の最終化・パネル設立が採択。

## 日本の貢献

- 松澤裕地球環境審議官が政府間会合の共同議長を務め、パネル設立を採択。
- 本パネル設立の主唱者の一人である国立環境研究所鈴木規之フローが継続して日本代表団に同行し、パネル設立提案の最終化に貢献。
- 2023年12月のOEWG2以降、日本が継続して一つの交渉会合の議長を務め、決議案の最終化に貢献。

## パネルの主な機能

- ① ホライズンスキャニング（課題の特定と対応策の提示）
- ② 現在の課題に関する評価
- ③ 科学的研究のギャップ特定、科学者と政策決定者の間のコミュニケーション等
- ④ 科学的情報を求める途上国との情報共有
- ⑤ キャパシティ・ビルディング



# 水銀に関する水俣条約第6回締約国会議 結果概要

- 2025年11月3日（月）から7日（金）にかけて、スイス・ジュネーブにおいて水銀に関する水俣条約（以下、「水俣条約」）第6回締約国会議（COP6）が開催。
- 会合には135か国・1,000名以上が参加し、日本からは外務省、経済産業省及び環境省の担当者が現地で交渉に参加。
- 会合の主な論点の1つであった歯科用アマルガムの製造・輸出入について、その廃止期限を2034年とすることが決定された。



## 背景・経緯

- ◆ 水俣条約は、2013年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議にて採択、2017年8月に発効した。締約国は153か国・地域（2025年11月現在）。
- ◆ 水俣病の教訓も踏まえ、水銀とその化合物の人為的な排出・放出から人の健康と環境を保護することを目的とし、水銀の採掘から貿易、製造、使用、環境への排出、廃棄の各段階における包括的な対策をとることを規定。
- ◆ 水俣病の経験を有する我が国は、同条約の制定に至る議論に積極的に貢献し、優れた水銀代替・削減技術を活かして、世界の水銀対策に主導的に取り組んでいる。

## 今次会合における日本の貢献・取組

- ◆ 水銀廃棄物に関する決定案を提案し、その最終化に向けた議論を主導した。その貢献が評価され、最終日の全体会合で他の貢献者とともに特別表彰を受けた。
- ◆ COP1以来8年ぶりに熊本県立水俣高校生（2名）を派遣。サイドイベントに登壇し、同校の取組や調査結果、水俣からのメッセージを世界に向けて発信した。

## 今次会合での主な決定

### ①水銀の供給源及び貿易

水銀化合物の供給、使用、貿易に関する情報や、貿易の規制対象とすべき水銀化合物に関する見解を締約国等から収集し、オープンエンドの専門家グループを立ち上げ、検討を開始することが正式に決定された。

### ②水銀添加製品並びに水銀又は水銀化合物を使用する製造工程

歯科用アマルガムの附属書A第1部への追加及び2034年までの製造・輸出入の廃止が正式に決定。また、塩化ビニルモノマー製造における水銀代替技術の附属書Bでの扱いについては、その技術的・経済的実現性に対する認識の合意に至らず、次回会合（COP7）に議論が持ち越されることになった。

### ③水銀廃棄物の管理措置

締約国等が事務局に提出した水銀廃棄物を定義する水銀含有量の閾値の有効性に関する科学的・規制上のデータ及びその適用に関連する課題と経験等に基づき次回会合で議論を行うこと、また、前回会合（COP5）で合意された措置を速やかに講じることが決定された。



水銀廃棄物の決定案に関する非公式調整会合を主導



発表を終えた水俣高校生とスタンキエヴィッチ条約事務局長

# ストックホルム条約第12回締約国会議（COP12）結果概要

- 難分解性、生物蓄積性、長距離移動性等を有する残留性有機汚染物質（POPs）を国際的に規制するストックホルム条約の第12回締約国会議（COP12）が2025年4月～5月に開催された。

【開催日、開催地】2025年4月28日（月）～5月9日（金）、スイス・ジュネーブ

【概要】以下の3物質の附属書A（廃絶）への追加が決定。（いずれも適用除外あり）

- ①クロルピリホス
- ②中鎖塩素化パラフィン
- ③長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質

# 残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC21）結果概要

- 残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討する残留性有機汚染物質検討委員会の第21回会合（POPRC21）が2025年9月～10月に開催された。

【開催日、開催地】2025年9月29日（月）～10月3日（金）、ローマ・イタリア

【概要】以下の1物質について、リスクプロファイル案を審議したところ、現状の情報では重大な悪影響をもたらす恐れがあると結論づけることに合意が得られなかつたため継続審議となった。

- ①ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン、ポリ臭素化塩素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン（提案国：スイス）【主な用途】非意図的生成物